

時期	その他
区分	国際社会との連携
分野	国際社会との連携
検証項目	防災に関する国際支援の実施

根拠法令・事務区分	-
執行主体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）、大学等
財源	自主財源
概要	<p>阪神・淡路大震災後、同震災の教訓を経て得たノウハウや教訓を、全世界の被災地復興に生かすために、地震被災国への支援・協力活動を実施してきた。特に、平成11年に発生したトルコ大地震や台湾大地震の国際支援については、従前より整備されていた政府の国際緊急援助隊の派遣に加えて、阪神・淡路大震災の応急危険度判定や、震災復興に携わっていた都市計画局や住宅局などの職員により結成された支援チームの派遣も実施された。</p> <p>阪神・淡路大震災以後、アジア防災センター、地震防災フロンティアセンター、国連地域開発センター、防災計画兵庫事務所、国連人道問題調整事務所アジアユニットなど、国際的な防災に関する研究機関や調整機関が相次いで兵庫県内に開設され、防災に関する国際支援活動を実施している。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>国連地域開発センター「防災計画兵庫事務所」の開設[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p569-570]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際連合地域開発センターは、同センターの事業部門の一つである防災に関する調査研究・研修を行う防災部門を「防災計画兵庫事務所」として神戸市の神戸東部新都心に移転し、平成11年4月20日に開所した。 阪神・淡路大震災からの復興プロセスを機軸としながら、地域固有の風土、文化的特質を踏まえた災害に強いまちづくりのための研究を始め、国連が定めた「国際防災の10年」の活動理念である「持続可能な開発のために災害予防を取り入れること」を継承する事業を中心に活動を行っている。 <p>国際緊急援助活動の実施[『防災白書（平成12年）』国土庁]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上国を中心とした海外で大規模な災害が発生した場合に、国際緊急援助隊（JDR）の派遣や緊急援助物資の供与など緊急援助活動を行うものを国際緊急援助という。国際緊急援助隊（JDR）は救助チーム、医療チーム、専門家チーム及び自衛隊の部隊等からなり、被災国の要請、災害の種類・規模等に応じて単独または適宜組み合わせで派遣されている。 また、開発途上国の技術者や行政官等を研修員として我が国に受け入れ、防災分野の専門的知識・技術の移転を行うことを目的として、様々な研修を行っている。 政府は、平成11年8月17日に発生したトルコ大地震に対して、同年8月18日から24日にかけて、国際緊急援助隊救助チームを派遣した。 また、防衛庁は、トルコ大地震災害救援のため、海上自衛隊艦船による約500戸の仮設住宅等の海上

輸送を行った。

- ・政府は、平成11年9月21日に発生した台湾の大地震に対して、国際緊急援助隊の先遣チーム6人と本隊70人を同日中に派遣した。

JICA国際センターの整備

- ・国際都市神戸を中心とする兵庫地域の震災復興にあたっては、世界に開かれ、世界の人々とともに生きる国際性豊かな地域づくりを進めるとともに、21世紀における都市問題の解決に向けた技術協力や交流の積極的な推進を図る拠点としてJICA国際センターを整備した。

- ・国際協力事業団(JICA)は、開発途上国において当該国及びその周辺国の技術者等を対象とした第三国研修を実施している。また、国際協力事業団(JICA)は、開発途上国に専門家を派遣し、現地での防災に関する技術移転を行っている。

アジア防災センターの活動[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p570-571]

- ・アジア防災センターは、国土庁(当時)の外郭団体「都市防災研究所」の附属機関として、平成10年7月に開設された。

- ・アジア防災センターは、人道援助活動を支える国連の「人道問題調整事務所」は、平成11年12月、アジア地域の災害対策につき、災害発生時の情報の連携や災害派遣要員の訓練プログラムの開発などで共同事業を行うことで合意した。

- ・アジア地域の防災、災害情報を提供しているアジア防災センターは、平成12年4月から、アジア各地の防災関係機関の所在や組織、被災地周辺の人口などが一目で分かるインターネット地図「VENTEN」をホームページで公開した。

国際消防救助活動の実施[『消防白書(平成15年)』消防庁]

- ・阪神・淡路大震災発生以前より、世界のトップレベルの救助技術を有する救助隊として、国際消防救助隊が組織されている。

- ・これまでの派遣実績は、以下のとおりである。

期 間	災 害 名	被 災 地	被 害 状 況	派遣実績、活動概要等
昭和61年8月27日から 昭和61年9月6日まで	ニオス湖 有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者1,700名以上	国際消防救助隊員1名(東京消防庁) 有毒ガス再噴出に備え、調査団に対する呼吸 保護具の指導
昭和61年10月11日から 昭和61年10月20日まで	エル・サルヴァドル 地震	エル・サルヴァドル 共和国 サン・サルヴァドル市	死者1,226名 倒壊家屋3万戸	国際消防救助隊員9名(東京消防庁5名、消 防庁1名) 倒壊ビルからの救助
平成2年6月22日から 平成2年7月2日まで	イラン地震	イラン・イスラム 共和国カスピ海沿岸	死者80,000名以上	国際消防救助隊員6名(東京消防庁5名、消 防庁1名) 倒壊家屋からの救助
平成2年7月18日から 平成2年7月26日まで	フィリピン地震	フィリピン共和国 ルソン島北部	死者1,600名以上	国際消防救助隊員11名(東京消防庁2名、名 古屋市消防局4名、広島市消防局4名、消防 庁1名) 倒壊ビルからの救助
平成3年5月15日から 平成3年6月6日まで	バングラデシュ サイクロン災害	バングラデシュ人 民共和国	死者約13万名	国際消防救助隊員38名(東京消防庁17名、 大阪市消防局11名、川崎市消防局4名、神戸 市消防局2名、消防庁2名) 被災民への救済物資の輸送等を実施
平成5年12月13日から 平成5年12月20日まで	マレーシア ビル倒壊被害	マレーシア クアラ・ Lumpur 郊外ウルクラン地区	死者48名 倒壊ビル1棟	国際消防救助隊員11名(東京消防庁6名、名 古屋市消防局2名、北九州市消防局2名、消 防庁1名) 倒壊ビルからの救助
平成8年10月30日から 平成8年11月6日まで	エジプト ビル崩壊被害	エジプト・アラブ 共和国カイロ郊外 ヘリオポリス	死者64名 崩壊ビル1棟	国際消防救助隊員9名(東京消防庁3名、札 幌市消防局2名、大阪市消防局2名、松戸市 消防局1名、消防庁1名) 崩壊ビルからの救助
平成9年10月22日から 平成9年11月11日まで	インドネシア 森林火災	インドネシア共和国 ランブ州	焼失面積 1万8,000ha (ランブ州内)	国際消防救助隊員30名(東京消防庁19名、 名古屋消防局5名、大阪市消防局3名、横 浜市消防局2名、消防庁1名)及びヘリコプ ター2機を派遣 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の 助言・指導を実施
平成11年1月26日から 平成11年2月4日まで	コロンビア地震	コロンビア共和国 (アルメニア市周辺)	死者約1,171名 負傷者約4,765名	国際消防救助隊員15名(東京消防庁8名、大 阪市消防局2名、千葉市消防局2名、船橋市 消防局2名、消防庁1名)

平成 11 年 8 月 17 日から 平成 11 年 8 月 24 日まで	トルコ地震	トルコ共和国 (ヤロヴァ地区周辺)	死者約 15,370 名 負傷者 23,954 名 (平成 11 年 9 月 9 日現在)	倒壊ビルからの救助 国際消防救助隊員 25 名 (東京消防庁 12 名、 川崎市消防局 4 名、神戸市消防局 4 名、市川 市消防局 2 名、尼崎市消防局 2 名、消防庁 1 名) 倒壊ビルからの救助
平成 11 年 9 月 21 日から 平成 11 年 9 月 28 日まで	台湾地震	台湾中部	死者約 2,333 名 負傷者 10,002 名 行方不明者 39 名 (平成 11 年 10 月 13 日現在)	国際消防救助隊員 46 名 (東京消防庁 18 名、 仙台市消防局 4 名、千葉市消防局 3 名、京都 市消防局 4 名及び川口市、松戸市、新烏市、 岡山市、倉敷市、佐世保市、鹿児島市消防局 から各 2 名、消防庁 3 名) 倒壊建物からの救助
平成 15 年 5 月 22 日から 平成 15 年 5 月 29 日まで	アルジェリア地震	アルジェリア民主人民 共和国 (ブーメルデス県周辺)	死者 2,266 名 負傷者 10,000 名以上 (平成 15 年 5 月 30 日現在)	国際消防救助隊 17 名 (東京消防庁 8 名、京都 市消防局、仙台市消防局、川口市消防本部、 朝霞地区一部事務組合埼玉県西部消防本部 から各 2 名、消防庁 1 名) 倒壊建物からの救助

資料：平成15年消防白書

国際防災連絡会議の設置[『図解 日本の防災行政』災害対策制度研究会編,p180]

- 平成12年5月、内閣府政策統括官(防災担当)(国土庁防災局長(当時))を議長とし、関係省庁の課長クラスをメンバーとする「国際防災連絡会議」を設置した。国際防災戦略活動を推進するため、我が国においては、国連をはじめ多数の国際防災機関の参加を得た会議の開催や、各国における国際防災活動の取り組みを評価した「世界防災白書」の作成支援などを実施している。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み

トルコ大地震への職員の派遣[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p576-578]

- 平成11年8月17日、トルコ北西部で大地震が発生した。兵庫県と神戸市は、震災から3日後の同年8月20日、政府からの要請を受け、阪神・淡路大震災時に実務を担当した職員計11人を現地に派遣することを決定した。「トルコ国派遣国際緊急援助専門家兵庫県・神戸市チーム」として、兵庫県6人、神戸市5人と、現地業務をバックアップする国際協力事業団(JICA)の職員や通訳を加えた計20人が、同年同月27日から9月9日まで派遣された。
- 9月2日にイスタンブール、9月6日にアンカラで「兵庫・神戸の経験から」と題して震災復興支援セミナーを開催、応急・腹腔対策などについて意見を交換、阪神・淡路大震災の経験に基づいた助言を行った。
- 日本政府は、同チームとは別に、現地で建築物の危険度判定が出来る体制が不足しているとの情報から、9月3日、緊急復興支援として、建築物の危険度を診断する技術指導のため、5日から新たに7人の専門家チームをトルコに派遣することを決め、新たに兵庫県庁から阪神・淡路大震災時に応急危険度判定で被災市町や応援で来た他府県職員との調整などに当たった、まちづくり部の建築防災係長がチームに加わった。

台湾大地震への職員の派遣[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p578]

- 兵庫県は、県防災監を代表に5人の支援チームを平成11年9月29日から6日間にわたり台湾に派遣した。同チームは、台中市で仮設住宅建設担当者らと意見交換、仮設住宅の建設手順や団地内の住宅配置、騒音や温度対策、コミュニティづくりなど、阪神・淡路大震災での県の復興支援策全般の説明を行い、被害箇所を視察した。
- 兵庫県から仮設住宅500戸が台湾に送られた。
- 海外自治体との職員交流事業[『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p627-628]
- 防災体制の整備や復興計画を担当するトルコ政府職員ら3人が、8月1日から4ヶ月間の日程で、兵庫県庁で研修を受けた。これは、自治省(当時)が行う海外自治体との職員交流事業で、新設された防災部門の研修員の第一号であった。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

	<p>トルコ大地震への職員の派遣[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p576-578][『阪神・淡路大震復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p627]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルコへは平成11年8月27日から9月9日まで兵庫県職員6人、神戸市職員5人のチームを派遣した。 ・仮設住宅の提供戸数は、平成12年3月までに約2,600戸。また、県内から寄せられた義捐金2億円をもとに震災遺児の奨学金「ひょうごトルコ友愛基金」を設立。 <p>台湾大地震への職員の派遣[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p578]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台湾へは平成11年10月22日、日赤医療センターの意志とともに第一次として神戸市住宅局長ら市職員3人を派遣した。
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>トルコ大地震への職員の派遣(神戸市)[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p576-578]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルコ大地震が発生した翌日の平成11年8月18日から24日にかけて、政府の国際緊急援助隊救助チームに市消防局の消防司令など4人を派遣した。 <p>台湾大地震への職員の派遣(神戸市)[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p578]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、平成11年10月22日から5日間の日程で、生活再建本部長を始め、都市計画局計画部長、住宅局計画課主査の3人を台湾に派遣、11月16日から20日にかけて、住宅局長ら4人を派遣した。現地では、震災時の経験や教訓をもとに分野ごとの助言や意見交換などを行い、セミナーや被災自治体の復興計画の策定説明会でも講演を行った。 ・神戸市は応急仮設トイレ100基と消毒剤や肩掛け式噴霧器などを10月2日に神戸港から船舶で台湾に送った。 <p>断層保存技術に関する支援[『阪神・淡路大震復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p589-590]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野島断層を保存している北淡町が、世界的にも珍しい屋内での大規模な断層保存技術を生かし、被災地同士の交流につなげようと、台湾大地震の断層保存計画を支援する。 <p>震災復興まちづくりに関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は平成12年8月から4ヶ月間、イスタンブール、イズミール、ブルサの行政担当者3人を受け入れ、神戸のまちづくりを学ぶ支援活動を実施した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>神戸都市安全研究センターの教職員の派遣[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p578-579]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市安全研究センターは、トルコへ平成11年9月から平成12年1月の間、計3回の調査隊を派遣した。 ・また、同年10月から12月まで、台湾へ3回調査隊を派遣した。 <p>災害救助犬の派遣[『阪神・淡路大震復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p579][『阪神・淡路大震復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p616-617]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年、日本レスキュー協会は、台湾921地震発生直後に同協会の隊員3人と災害救助犬3頭が現地入り。台北市で現地の消防と合流し東海家屋の生存者捜索に従事した。 ・レスキュー協会による台湾救援では、5人の遺体を発見したものの、生存者の発見には至らなかった。 ・平成13年1月26日に発生したインド西部大地震に対して、日本レスキュー協会は、隊員4人と救助犬3頭の救助隊を28日に派遣。最大の被害があったグジャラート州に入り、3日間の救助活動を行った。隊員のうち2人は、阪神・淡路大震災で被災した女性隊員で、初めて海外で救助活動を行った。 <p>インド西部大地震への支援(募金)活動[『阪神・淡路大震復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p616-617]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の被災地NGOなど12団体が、平成13年1月27日、「インド西部大地震・救援委員会」を結成し、インド国内のNGOなどを通じて情報収集を始め、募金活動などを開始した。 <p>国連災害情報事務所神戸オフィスの開設[『阪神・淡路大震復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p616-617]</p>

	<p>災記念協会,p571-572]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震など災害情報を、24時間体制でインターネットを通じて世界に提供する国連災害情報事務所(リーフウェブ)神戸オフィスが、平成13年、神戸東部新都心にある国際健康開発センタービル内に開設した。 海外災害援助市民センターの設立[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p579-580] ・阪神・淡路大震災の被災地で活動するNGOや研究者など神戸市内の52の団体、個人が集まり、平成14年1月、民間団体「海外災害援助市民センター」を神戸で設立。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>(阪神・淡路大震災と台湾921大地震で)特に顕著に違うのは、激甚災害の緊急事態として総統緊急命令が出され、法令を超越して、復興事業のために一元化されて命令が出されている点である。日本では、平時の一般法で復興事業が進められたため、他の法との関連の壁で事業が進まなくなった例が多かった。それは、平時の法は緊急時を想定したものでなく、所管事項が行政の縦割りの壁でがちりと守られていたからである。システムが違うと言えばそれまでであるが、学ぶ点は学ばなければならない。(『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>大災害で培われた教訓やノウハウは、各地で検証を重ね、標準化、システム化しておけば、今後、被災地で活用される共通の復興マニュアルになりうる。今回の一連の支援活動でまとめておく必要があるのではないか。(『台湾大震災災害復興支援神戸市派遣職員活動報告書』神戸市市民局市民安全推進室)</p>	
<p>課題の整理</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 海外への災害支援活動に関する国際基準の整備 海外への災害支援活動に関する派遣人員等の体制整備 NGO・NPOとの連携確保 防災に関する各国との協力体制の強化 	
<p>今後の考え方など</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市) 国、県等関係機関を通じて、支援の実施に努める。(尼崎市) 	